

福岡県公報

平成二十年七月二日
第二千八百四十三号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 朝倉市の項中

〔 〕
社団法人甘木朝倉医師会甘木朝倉医師会病院

〃 三奈木二四六六番地一

を

〔 〕
甘木朝倉医師会病院

〃 三奈木二四六六番地一

に

〔 〕
ア 甘木朝倉医師会老人保健施設アスピ

〃 三奈木二四二〇の一五

を

〔 〕
ア 朝倉医師会介護老人保健施設アスピ

〃 三奈木二四二〇の一五

に

改める。

〔 〕
甘木朝倉医師会立朝倉病院

〃 来春四三二

を

〔 〕
朝倉医師会病院

〃 来春四三二一

に

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）